

沖縄県の離島及び遠隔地の心身障害児の保健・医療・福祉のあり方

落 合 靖 男

要約：前年、本研究班で沖縄県の巡回療育システムに対するアンケート（糸満市、名護保健所、八重山保健所、宮古保健所）を発送し、本年度回収したのでその集計を分析しまとめ、さらに宮古島での「宮古地区における独自の療育の可能性」についての話し合いも含めて、今後の保健・医療・福祉の連携について地域における心身障害児の療育のあり方について検討したので報告する。

見出し語：沖縄県、障害児、巡回療育システム、保健所、市町村、地域療育

1. 目的

前年、本研究班で沖縄県の巡回療育システムに対する充足度について家族からのアンケート調査を行ったところ、療育内容については80%以上の満足を得ているものの巡回療育方式による地域療育形態では限界もあり、巡回療育システムそのものへの満足度は30%程度であった。その結果をふまえて、昭和54年からおこなわれてきた離島・遠隔地における心身障害児の巡回療育システムの見直しの必要性を感じ、重ねて過渡期にあたりこれからの地域療育のあるべき姿について展望したい。

心身障害児のあるべき姿としての療育は生活エリア内において日常性をもったところで独自のシステム作りを行い、地元関係機関が主体的に取り組む姿勢が重要である。

そこで、今回沖縄県の離島及び遠隔地における巡回療育システムの見直しと保健・医療・福祉

のあり方について、巡回療育関連機関である市町村及び保健所に対しアンケート調査を行い、若干の知見を得たので報告する。

2. 対象・方法

対象は南部地区（糸満市）、北部地区（名護保健所）、宮古地区（宮古保健所）、八重山地区（八重山保健所）に協力を依頼し、12項目のアンケート調査表を郵送し回答してもらった回収率は100%であった。

尚、宮古島では「宮古地区における独自の療育の可能性」をテーマに巡回療育事業に関わる関係者（保健所、地元県立病院、福祉事務所、親の会、当センター）が検討会をもったので併せて報告する。

3、（i）アンケート結果・考察

（ア）巡回療育事業の位置づけについて

唯一、市行政として関わっている糸満市では健康相談事業としての位置づけで障害児の療

育がおこなわれている。以前は療育相談を必要とする発達遅滞児は南部保健所へ紹介されていたが、交通の不便さで未受診や中断も多かったことと、療育相談の対象児が多かったこともあって市の積極的な取組での共同事業となっている。

名護及び八重山保健所では乳児健診、1才半健診、3才児健診後の二次健診としての機能をもたせることで早期発見・早期療育につなげている。

宮古保健所では心身障害児の家庭療養に関する指導、助言として位置づけられている。

(イ) 巡回療育事業への児童相談所の関与について

糸満市は当初の頃関わっていたが、南部保健所の療育相談でカバーされていることから現在は参加していない。

名護保健所では巡回療育スタート時点から関わっておりニーズに即して柔軟に対応しているのが充足している。宮古・八重山保健所では福祉事務所や厚生省の事業と連動して行われるのみで、現行ではニーズに応えられていない状況がある。両保健所共今後の児童相談所の積極的な協力を希望している。

(ウ) 巡回療育事業への福祉事務所の関与について

糸満市では当初の頃は参加していたが、障害児保育の充実と福祉サービスの啓蒙の強化の成果と共に、現在は保健婦でカバーされ必要に応じて橋渡しを行っている。

名護・宮古・八重山保健所共関わっているが、多岐に亘る福祉サービスの提供が早期に対応で

きたとする一方、名護保健所からは諸制度の窓口は市町村が担っているため、担当によって事務手続きがスムーズに行かないこともあり、今後の課題として福祉事務所、市町村の関係強化の必要性が出された。

(エ) 巡回療育事業への当センターの関与について

糸満市からは地元で診察、訓練が受けられることで未受診や中断防止に役立っている。

名護保健所からは診断、訓練指導等の役割は大きく成果は高く評価している。

宮古保健所は地元で専門職がいないので唯一の継続的指導機関で今後も体制づくりの支援や療育は重要な事業とし、八重山保健所からは早期療育の場がなく本島まで出てきての訓練には経済的負担が大きく経済的、継続的な面からの役割は大きいとしている。

(オ) 巡回療育における関係者の連携は機能しているか

糸満市においては現在の所うまく機能している。名護保健所では個別支援については十分に連携がとれているが、今後は保健所が中心となってゆかなければならない。宮古保健所は組織としての連携は充分ではなかったので今後はシステム化が必要とし、八重山保健所では地元県立病院・福祉事務所共連携がとれてきたが、児童相談所についてはニーズに応じているとは言いがたいとしている。

(カ) 巡回療育事業は地元のニーズに応えられているか

糸満市では今のところ充分対応できるとしている。名護保健所では共同事業としての関係者

の連携はスムーズであるが、利用者のニーズには十分に答えられていないと思う。

宮古保健所では関係機関との連携も充分とれ、早期発見・早期療育と継続的な指導ができ、併せて児童相談所、福祉事務所とも協力体制ができつつあるので対象者のニーズには答えられていると思う。八重山保健所では早期発見・早期療育への対応はできているが、訓練等の回数については答えられていないと思う。内容の充実へ向けての取組が検討されよう。

(キ) 今後、市や保健所が主体的に取り組む必要性について

糸満市では主体的な取組は必要だが現実的に予算の確保をどこが主管となって行うのかむづかしい部分があるとしている。宮古保健所では平成9年度から母子保健事業が委譲されることで公的健診の二次支援機能は市町村で取組まれる事業である。但し、郡部においては対象者数や専門職の確保等から独自での取組は難しいので保健所の支援が必要である。保健所における心身障害児の療育機能は児童福祉法「身体に障害のある児童に対する療育指導について」で位置づけられており、巡回療育事業等の活用で充実される必要がある。八重山保健所では、平成9年から乳幼児健診が市町村へ移行されるが市町村では専門機関が乏しく社会資源、マンパワーの確保等が難しく保健所が主体となって各関係機関とのネットワーク作りが必要である。

(ク) 心身障害児の早期発見・早期療育を市・保健所が中心となって実施した場合、予想されることは何か

糸満市では予想は難しいとしている。

名護保健所では保健所が中心になっても現行通りに進められることになる。宮古保健所では専門職の確保があれば常時体制で実施できるし、福祉・教育の分野との連携も密になり障害（児）者のトータル的コーディネート機能が担える。八重山保健所は専門職の配置があればネットワーク作りは可能である。

(ケ) 市・保健所へのリハビリの位置づけの可能性とその時期について

糸満市では人材、予算面で難しい。各保健所では県における保健所将来構想が検討中なので答えられないとしながら、名護保健所と八重山保健所では保健所の役割は相談体制、ネットワーク作り、コーディネーション機能、市町村支援体制が主なので、リハビリ事業は市町村で推進しており、位置づけは難しいか不可能であると考えている。

宮古保健所は難病、心身障害、小児慢性特定疾患、精神事業等保健所の専門的指導事業の取組で位置づける必要があるとし、但し時期については推定できないとしている。

(コ) 市・保健所でリハビリの設置が可能とするならば必要な職種は何か

糸満市は現行の職種で医師、保健婦、理学療法士、言語治療士、保母、心理判定員、ケースワーカー、福祉係を必要としている。

名護保健所では理学療法士、言語治療士、心理判定員、ケースワーカーであるとし、しかし確保は困難であると思う。宮古保健所では理学療法士、言語治療士、心理判定員。八重山保健所では医師、理学療法士、言語治療士、作業療法士、心理判定員、保母、ケースワーカーとし、

離島故に確保は難しいとしている。おしなべて療育に必要なスタッフは現行通りとしているがその確保についての見通しは悲観的である。

(サ) 地元で心身障害児の療育を主体的に充実していく方策・機構のあり方について

糸満市ではまず障害者の総合保健福祉計画の策定が必要である。それに基づいて保健医療の部門と各種福祉サービスを提供する福祉部門の連携がとりやすくなると思われる。名護保健所では障害児対策は総合的コーディネーションが必要なので保健所が担うのがよく、現在保健所業務の将来構想機構改革で具体案は取り組んでいるところである。宮古保健所では保健所の機能を強化して常時体制として相談機能の強化、医療・保健・福祉・教育の総合的コーディネート機能をもたせること、及び宮古地区に継続的に濃厚な支援をしていくためには療育センターの設置や母子通園事業等が必要である。八重山保健所では専門職の配置があれば保健所そのものがネットワーク作りが可能であるとしている。

(シ) 今後、地元で心身障害児の発見から成人を含めたトータルケアについて医療・保健・福祉の役割分担及び連携の望ましいあり方について

糸満市では障害者に関する総合保健福祉計画の策定が先ず必要である。それに基づき保健医療部門と福祉サービス部門の連携が可能になる名護保健所は事例検討や話合いの場を重ねることと、トップレベルの協議をしていくことである。宮古保健所からは以下のような具体案が出された。

病院：未熟児医療の充実、乳幼児健診の協力

市町村：乳幼児健診の充実、ハイリスク児への継続的保健指導

福祉：心身障害児の保育の充実、親の会育成（児）者の会の育成・交流、作業所の設置・就業の場の拡大、福祉サービスの早期適応、児童相談員・巡回相談等による指導の強化

教育：適正就学相談、養護学校の受け皿拡大
児童相談所：心身障害（児）者の巡回相談、保健・福祉のサポート

保健所：常時相談窓口の設置、専門的相談機能、訪問指導、トータル的コーディネート機能等

八重山保健所では名護保健所と同様、事例検討や情報交換の積み重ねが大切であるとしている
(ii) 宮古地区での独自の療育システムの実現を目指しての検討会

出席者：保健所（所長、予防課長、看護課長、看護主任、母子係）

福祉事務所（所長、福祉係長、福祉係）

県立宮古病院（小児科医）

県立八重山病院（小児科医）

宮古地区心身障害者親の会（会長、副会長）

中村先生（東大小児科医）

当センター（院長、総婦長、CW）

当センターから宮古地区が独自で療育事業を行える可能性として5つのハード面の素案を出し討論した。

①宮古地区での重度心身障害（児）者通園事業

の開設⇒そこをコアとして地域の総合療育をまかなう。

②宮古病院の成人リハビリ病棟部門に小児リハビリを併設・拡充。

③保健所内の成人リハビリ事業の中での小児リハビリの拡大。

④平良市に母子通園センターの設置。

⑤保育所の一部改築による母子通園事業の併設。

①に対しては重心事業をどこが主体となって実施するのか、現実問題として今のところ困難との意見であった。②は県立病院では成人のリハビリでPTはかかりっきりの状態であり、又総定員法ではPT・STの増員は不可能であり、現在は小児リハビリまでのゆとりがない。③については保健所も病院と一緒にリハビリ事業に小児を含めることはマンパワーからも考えられない。④母子通園事業は社協への要請が必要であるが財政的に困難であろう。⑤の保育所の一部改築は僻地では定員割れの問題もあり、今後検討の余地がある。

①～⑤まで、現在のところ地元で主体になる組織は今のところ考えられなく、その代替として地元でSTを養成し、現行の巡回療育にプラスして「言葉の教室」を開くことが現実的な可能性が高く、これを契機に社協と話し合っていくことが唯一の結論であった。

4、まとめ

①沖縄県の心身障害児の保健・医療・福祉のあり方についてアンケート調査を行った。

②現行の巡回療育事業については糸満市、名護宮古、八重山保健所共各関係機関との共同事業としての位置づけである。③巡回療育事業への

各関係機関の参加は地域格差があり、有機的連携を継続していく上で課題が明確になった。

④巡回療育事業は絶対的には早期発見・早期療育の機能と継続的指導で内容的にはいくつか課題を残しながら離島・遠隔地の社会資源の乏しさをカバーしている。⑤市・保健所が地元で主体的に心身障害児の療育を担っていくには予算面、専門スタッフの確保等が必要であるが、現状では困難が多い。⑥将来的に、障害（児）者対策については名護、宮古、八重山保健所共主体的に総合的コーディネートの役割を担うべく姿勢はもっている。そのためには関係機関同士のトップ間協議や活発な情報交換が重要課題である。⑦宮古地区において、独自の療育システムの実現を目指しての検討会をもった。その結果、「言葉の教室」の設置を契機としていくことになった。

5、おわりに

沖縄県における心身障害児の医療・療育・福祉の現状は大別して都市型、遠隔型、離島型に分類される。都市型においてはマンパワー、療育内容の量的、質的、福祉共充足し併せて選択肢も数多い。しかし、遠隔地や離島に居住している心身障害児及び家族にとっては医療・療育福祉サービスの低下は顕著である。昭和54年から始まった巡回療育事業の実施は地域格差を緩和し、心身障害児及び家族の精神的、経済的負担を軽減し訓練に日常性をもたせることで地域療育を定着させてきた。

糸満市（南部保健所管内）は本島最南端に位置し、人口約6万人で主管の保健所から遠く隔たったところにあり当センターから32Kmのと

ころにある。従来は近隣市町村を含め南部保健所で総合療育相談が実施されていたが、療育相談の対象児が糸満市に多いことから平成5年から糸満市と当センターの共催として実施するようになった。

北部地区（名護保健所管内）は1市1町7村を担当し、人口約10万人で4つの有人離島をもち当センターより56Km隔たっている。昭和54年より巡回療育相談事業が最初に始められたところである。

宮古地区（宮古保健所管内）は那覇市から南方海上303Kmの離島で人口約6万人、8つの有人離島からなり飛行機で那覇空港まで約1時間程かかるのである。

八重山地区（八重山保健所管内）も同様離島で那覇市から南方海上429Kmに位置し、人口5万人11もの有人離島を抱えている。

各地域共乏しい社会資源の中にあり、その中で心身障害児の早期発見・早期療育が公的健診と運動し事後クリニックと称され、さらにアフターケアとしての訓練、福祉相談、保育等多岐にわたるニーズに応えるべく関係機関がそれぞれの機能を一定の場で発揮してきた。しかし、15年を経過したところで利用者側からのニーズを調べたところこれらシステムに対する評価は必ずしも満足をうるものではないことと、今回の関係機関に対する評価を調査することで新たな問題や課題について共有することができた。厚生省は平成7年12月に障害者プランの概要としてノーマライゼーション7カ年戦略を決定ノーマライゼーションの理念に沿って地域で共に生活することを謳っている。

今後は、対人保健サービスは原則としてすべて市町村に委譲され住民主体での行政サービスが行われていくことになる。平山は母子保健法の改正に伴い基本的母子保健サービスとして妊娠届けの受理と母子保健健康手帳の交付、妊娠健康審査、出生届けの受理、一般新生児の訪問指導、乳幼児健康審査、栄養指導、必要に応じた訪問指導は市町村の役割となる。

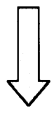
個別的な事業で保健所が行うのは高度の技術を要するもの、ないし頻度の低い疾患に関するもので未熟児訪問指導や養育医療、障害児や慢性疾患の指導、エイズ、精神保健等であるとしている。

糸満市や各保健所において心身障害児の療育事業を主体的に取り組むことについては、必要性はあるとしながらも特に糸満市においては財政面から見通しは困難とされ、現行の巡回療育を活用するのがよいとしている。保健所においてはそれぞれの保健所が保健所将来構想の結果をまちながらも、県内の乏しい社会資源を活用しながら心身障害児療育のネットワーク作りの中心でアクティブにコーディネートしていくことに積極的である。そのためには関係機関のトップの協議や活発な情報交換が重要になってくると思われる。

巡回療育事業には非日常性というところでおのずと限界があり、社会資源の乏しい人口数の少ないところなどは広域組合の中で小規模通園センターを設置するか、現行の社会資源（例えば保育所）を利用していく方法等、地域療育は生活圏内での日常的な場でありたい。

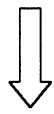
人々が買い物したり、近所付き合いしたり、教

育や遊びの場やその他諸々生活を取り巻く環境
が身近にあるように、地域療育も心身に障害が
ある人々にとって生活していくエリア内にあっ
てはじめて共生が可能だと思われる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:前年、本研究班で沖縄県の巡回療育システムに対するアンケート(糸満市、名護保健所、八重山保健所、宮古保健所)を発送し、本年度回収したのでその集計を分析しまとめ、さらに宮古島での「宮古地区における独自の療育の可能性」についての話し合いも含めて、今後の保健・医療・福祉の連携について地域における心身障害児の療育のあり方について検討したので報告する。